

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 字の区域の変更(四九〇・市町村課)
- 保安林の指定解除予定通知(四九一・森林整備課)
- 第三十一回採石業務管理者試験の実施(四九二・資源エネルギー課)
- 土地収用法による事業の認定(四九三・建設管理課)
- 道路区域の決定及び供用開始(四九四・道路環境課)
- 県道路線の認定の変更(四九五・道路環境課)
- 開発行為に関する工事の完了(四九六・北秋田建設事務所)
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田総合農林事務所)
- 県営土地改良事業計画の変更(秋田総合農林事務所)
- 土地改良事業工事の完了の届出(雄勝総合農林事務所)
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(五一)
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(五二)
- 政治団体の解散の届出(五三)
- 政治団体の収支に関する報告書(五四)
- 公職の候補者の資金管理団体の届出(五五)
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消しの届出(五六)
- 人事委員会公告
- 平成十四年度秋田県職員採用試験公告(中級試験及び初級試験)
- 平成十四年度警察官採用試験公告

## 告示

秋田県告示第四百九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、皆瀬村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日から効力を生ずるものとする。

平成十四年七月十二日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
雄勝郡皆瀬村川向字竹ノ子沢 五五	雄勝郡皆瀬村川向字上野
雄勝郡皆瀬村川向字上野 八の一の一部及びこの区域に隣接する道路である 国有地の全部	雄勝郡皆瀬村川向字塞神
雄勝郡皆瀬村川向字瀬野ヶ沢 一の一から一の一四まで、二、三の一、三の三、四の四から四の六まで、五の二、六の二、六の三、七の二、八の二、九の二、一〇の二、一一、一二の二、一三の二、一四の二、一四の三、一八の二、一八の三、一九の二、二〇の二、二一の二、二六の二、五二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに五の一、八の一、九の一、一四の一、一八の一に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに二六の一の地先の水路である国有地の全部	雄勝郡皆瀬村川向字竹ノ子沢
雄勝郡皆瀬村川向字瀬野ヶ沢 二八の二、三〇の二、三一の二、三二の二、三三	雄勝郡皆瀬村川向字仏師ヶ沢

<p>の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに二九、三二の一に隣接する水路である国有地の全部並びに二八の一の地先の水路である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡皆瀬村川向字宮田 二五の二、二六の五から二六の七まで、三五の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに二六の二、二六の四に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡皆瀬村川向字八王神</p>
<p>雄勝郡皆瀬村川向字宮田 四三の二、四六の二、四七の三、四七の四、七二の二、七三の二、七四の二、七四の三及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡皆瀬村川向字仏師ヶ沢 一〇の二、一一の三、一一の四、一一の三、一一の四、一四の二、一七の二、二二の五から二二の八まで、二三の二、二四の二、二五の三、二五の五から二五の九まで、二六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに四三の地先の道路である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡皆瀬村川向字八王神</p>

秋田県告示第四百九十一号  
 農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年七月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所  
 大館市字一本杉二六の四（次の図に示す部分に限る。）、東台六丁目九二の二、九三の五
- 二 保安林として指定された理由 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田総合農林事務所並びに大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第四百九十二号  
 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、次のとおり第三十一回採石業務管理者試験を実施するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年七月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 試験の日時及び場所  
 日時 平成十四年十月十一日（金） 午前十時から正午まで  
 場所 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 三階 三四会議室
- 二 試験科目  
 (一) 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令事項を含む。）  
 (二) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了後の措置に関する技術的事項）
- 三 受験申し込みに必要な書類  
 (一) 受験願書（採石法施行規則様式第九によるもの）  
 (二) 履歴書（採石法施行規則様式第十によるもの）  
 (三) 写真（手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
- 四 受験願書の受付  
 期間 平成十三年九月一日から九月二十七日まで  
 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部資源エネルギー課
- 五 受験手数料  
 額 八千円
- 六 納付方法 受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。  
 試験についての問い合わせ先  
 産業経済労働部資源エネルギー課 資源・採石・火薬班（電話〇一八 八六〇 二二八六）

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百九十三号  
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定を行ったので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年七月十二日

- 一 起業者の名称  
羽後町
- 二 事業の種類  
介護予防拠点整備事業
- 三 起業地  
起業の部分 雄勝郡羽後町字清水川地内  
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	二百八十五号	南秋田郡五城目町富津内中津又字釜ノ沢四四番一地从先から字川堤一〇五番一地从先まで	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十四年七月十二日
- 三 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年七月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第四百九十五号  
 県道路線の認定(昭和四十九年秋田県告示第三百八十八号)を次のように変更する。  
 平成十四年七月十二日

旧新別	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
	(岩手県二戸郡安代町田山)			

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百九十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十四年七月十二日

羽後町役場

秋田県知事 寺 田 典 城

新	旧
田山花輪線	田山花輪線
鹿角市花輪 (岩手県岩手郡安代町折壁)	鹿角市花輪

秋田県告示第四百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年七月一日付け指令北建 千二百五十三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十四年七月十二日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

森吉町米内沢字七曲二十三番地  
 森吉町長 松 橋 久太郎

二 開発区域に含まれる地域の名称  
 森吉町米内沢字上野百二番一、百四番一、百二十八番十八、及び百二十七番四

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年七月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日  
 平成十四年六月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 流域「水・環境」経営研究会東北

三 代表者の氏名  
 菅 原 賢 一

四 主たる事務所の所在地  
 秋田県大曲市丸子町二番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、東北の河川が現在抱えている洪水、濁水、水質、環境面等の諸問題は、流域の開発や社会生活を色濃く反映した結果であり、単に河川のみで解決することは困難であるとの認識に立ち、流域経営の視点をもって、流域の現状を住民の立場から調査、把握し、問題点を明らかにし、その改善策を研究し、会としてできる改善の実践活動を自主的に実施するとともに、研究成果を関係行政機関に提言するなど、河川環境の保全と地域の安全に関する事業を行い、もって地域住民の公益増進に寄与することを目的とするものである。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年七月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

秋田市下新城中野字琵琶沼二百九十七番地 中 川 松太郎  
 退任監事の住所及び氏名  
 南秋田郡天王町大崎字上谷地二百六十八番地二 和 田 平 治

南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台四十七番地宮城元ほか十五人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年七月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（蓬内台地区担い手育成基盤整備事業（区画整理型））変更計画書の写し

二 縦覧期間 平成十四年七月十五日から同年八月九日まで

三 縦覧場所 五城目町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により皆瀬村から土地改良事業（上野地区県単小規模土地改良事業（かんがい排水））に係る工事が平成十四年七月二日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年七月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年七月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

交通事故現場見取図作成用システム 四式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年八月三十日（金）

(四) 納入場所

県が指定する場所

- 二 入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- 四 入札執行の日時及び場所
  - 平成十四年七月二十五日(木)午後一時三十分
  - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
  - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法
    - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
武藤守後援会	石黒厚志	佐々木秀人	南秋田郡天王町天王字ハラ八百十五番地	平成十四年六月三日
典政クラブ	佐野元彦	辻良之	秋田市山王中園町五番八号	平成十四年六月六日
斉藤則幸後援会	斉藤則幸	田中セイ	大館市片山町二丁目一番二号	平成十四年六月七日
小野昭八後援会	小野貞一	佐藤勝吉	由利郡鳥海町百宅字中村七十四番地	平成十四年六月十七日

選挙管理委員会告示

- (一) 入札の無効
- (二) 規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
  - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
  - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (五) その他
  - 詳細は、入札説明書による。

秋田県告示第五十一号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十四年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年七月十二日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

梶原直後援会	村上正亀	梶原クニ子	由利郡鳥海町上直根字堰ノ上六十五番地	平成十四年六月十九日
鳥井修後援会	鳥井修	田口正信	秋田市中通二丁目一番十一号	平成十四年六月二十七日

秋選管告示第五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十四年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動が

あつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十四年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日						
自由民主党秋田県防衛支部	<table border="1"> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>秋田市將軍野青山町十五番十一号</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>伊藤松一</td> </tr> <tr> <td>会計責任者</td> <td>大友由治</td> </tr> </table>	主たる事務所の所在地	秋田市將軍野青山町十五番十一号	代表者	伊藤松一	会計責任者	大友由治	平成十四年六月十三日
主たる事務所の所在地	秋田市將軍野青山町十五番十一号							
代表者	伊藤松一							
会計責任者	大友由治							
	<table border="1"> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>秋田市土崎港北四丁目八番二十五号</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>佐々木憲夫</td> </tr> <tr> <td>会計責任者</td> <td>小松実</td> </tr> </table>	主たる事務所の所在地	秋田市土崎港北四丁目八番二十五号	代表者	佐々木憲夫	会計責任者	小松実	
主たる事務所の所在地	秋田市土崎港北四丁目八番二十五号							
代表者	佐々木憲夫							
会計責任者	小松実							

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日						
女性党秋田支局	<table border="1"> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>秋田市添川字境内川原五十四番地四</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>田村夕工子</td> </tr> <tr> <td>会計責任者</td> <td>田村夕工子</td> </tr> </table>	主たる事務所の所在地	秋田市添川字境内川原五十四番地四	代表者	田村夕工子	会計責任者	田村夕工子	平成十四年六月三日
主たる事務所の所在地	秋田市添川字境内川原五十四番地四							
代表者	田村夕工子							
会計責任者	田村夕工子							
秋田県獣医師政治連盟	<table border="1"> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>秋田市外旭川字大畑九十九番地十</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>阿部美代子</td> </tr> <tr> <td>会計責任者</td> <td>三浦千代子</td> </tr> </table>	主たる事務所の所在地	秋田市外旭川字大畑九十九番地十	代表者	阿部美代子	会計責任者	三浦千代子	平成十四年六月四日
主たる事務所の所在地	秋田市外旭川字大畑九十九番地十							
代表者	阿部美代子							
会計責任者	三浦千代子							

秋選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十四年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十四年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
秋田文化DC	平成十四年三月三十一日	平成十四年六月四日

本間輝男後援会	主たる事務所の所在地	仙北郡仙北町堀見内字福嶋九十三番地	代表者	中西 日出男	解散年月日	平成十四年六月二十五日
秋田県農協政治連盟かづの支部	主たる事務所の所在地	北秋田郡阿仁町銀山字下新町十三番地六	代表者	千葉 胤夫	解散年月日	平成十四年六月二十四日
千葉倉男後援会	会計責任者	会 計 責 任 者	代表者	神田 庄 司	解散年月日	平成十四年六月二十五日
明日の阿仁を拓く町民の会	主たる事務所の所在地	北秋田郡阿仁町銀山字上新町五十五番地一	代表者	佐々木 繁 雄	解散年月日	平成十四年六月十七日
秋田県理容政治連盟	会計責任者	会 計 責 任 者	代表者	佐々木 繁 雄	解散年月日	平成十四年六月十二日
大坂たけお後援会	主たる事務所の所在地	大曲市富士見町八番二十二号	代表者	佐藤 正 人	解散年月日	平成十四年六月十一日
阿部のりひこ後援会	会計責任者	会 計 責 任 者	代表者	門 脇 実	解散年月日	平成十四年六月十日
佐々木てつお後援会	主たる事務所の所在地	雄勝郡東成瀬村岩井川字村中二十六番地二	代表者	佐藤 昭 三 郎	解散年月日	平成十四年六月五日
	主たる事務所の所在地	雄勝郡東成瀬村岩井川字村中七十四番地二	代表者	佐藤 昭 三 郎	解散年月日	平成十四年六月五日

ひまわり会	解散年月日	平成十四年三月三十一日
小松文雄後援会	解散年月日	平成十四年五月三十一日
大塚隆一後援会	解散年月日	平成十四年五月二十八日
鈴木仁後援会	解散年月日	平成十四年四月八日
豊嶋明後援会	解散年月日	平成十四年二月十二日
柴田正敏後援会	解散年月日	平成十四年六月六日
ひまわり会	解散年月日	平成十四年六月四日
小松文雄後援会	解散年月日	平成十四年六月六日
大塚隆一後援会	解散年月日	平成十四年六月七日
鈴木仁後援会	解散年月日	平成十四年六月十七日
豊嶋明後援会	解散年月日	平成十四年六月二十四日
柴田正敏後援会	解散年月日	平成十四年六月二十六日

秋選管告示第五十四号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、  
 政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基  
 づき、次のとおりその概況を公表する。

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 小松文雄後援会

報告年月日 平成14年6月6日

収入・支出の総額

ア 収入総額

前年繰越額

本年の収入

イ 支出総額

収入・支出の内訳

イ 支出の内訳

政治活動費

寄付・交付金

合計

政治団体の名称 大塚隆一後援会

報告年月日 平成14年6月7日

収入・支出の総額

ア 収入総額

前年繰越額 14,611円  
 本年の収入 0円  
 イ 支出総額 0円  
 2 収入及び支出のない団体  
 (1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
秋田文化D C	平成14年6月4日
ひまわり会	"
鈴木仁後援会	平成14年6月17日
豊嶋明後援会	平成14年6月24日
柴田正敏後援会	平成14年6月26日

秋選管告示第五十五号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の  
 規定に基づき、告示する。

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者氏名	届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地		
鳥 井 修	秋田市議会議員	鳥井修後援会	秋田市中通二丁目一番十一号	鳥 井 修	平成十四年六月二十七日



秋選管告示第五十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九

条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
三 浦 芳 博	秋田市議会議員	秋田文化ＤＣ	秋田市旭南二丁目六番十一号	平成十四年六月四日
小 松 文 雄	鳥海町長	小松文雄後援会	由利郡鳥海町上川内字西野百六十六番地二	平成十四年六月六日
大 塚 隆 一	秋田市議会議員	大塚隆一後援会	秋田市山王五丁目十五番六号	平成十四年六月七日
		代表者氏名		

人事委員会公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成14年7月12日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 1 試験の種類及び程度  
平成14年度秋田県職員採用中級試験 短期大学卒業程度  
平成14年度秋田県職員採用初級試験 高等学校卒業程度
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職 務 内 容
中	2	知事部局の課又は地方機関に勤務して一般事務に従事する。
看 護 師	15	太平洋療育園、脳血管研究センター、リハビリ

級	試験		職務内容
	種別	人数	
初 級	臨床検査技師	2	リネーション・精神医療センター等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	保健師	2	
	診療放射線技師	1	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
	農 業	1	
初 級	学校栄養士	1	小学校、中学校又は県立学校に勤務して専門的技術業務に従事する。
	一般事務	7	知事部局の課又は地方機関に勤務して一般事務に従事する。
	林 業	1	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
初 級	総合土木	1	

試験	学校事務	10	小・中学校、県立学校、教育庁又は教育機関に勤務して学校事務又は一般事務に従事する。
試験	警察事務	6	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。

3 給与  
初任給（平成14年4月1日現在）は原則として次のとおり支給される。

試験区分	給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額	
中	看護師 (三)	2級2号給～ 2級3号給	182,900円～ 191,500円	
	保健師 (三)	2級3号給～ 2級4号給	191,500円～ 200,900円	
	診療放射線技師 臨床検査技師 (二)	1級6号給～ 2級2号給	169,200円～ 180,400円	
級	学校栄養士	1級4号給～ 2級2号給	154,600円～ 180,400円	
	上記以外の試験区分	行政職給料表	1級5号給	151,800円
初級	全試験区分	行政職給料表	1級3号給	141,900円

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者（中級試験のうち、「看護師」、「臨床検査技師」、「保健師」、「診療放射線技師」及び「学校栄養士」を除く。この場合、外国籍の者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験できない。

(1) 中級

ア 一般事務及び農業

昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成15年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

イ 看護師

昭和42年4月2日以降に生まれた者であって、看護師の免許を有するもの又は平成14年度中に実施する看護師国家試験で看護師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

ウ 臨床検査技師

昭和50年4月2日以降に生まれた者であって、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成14年度中に実施する臨床検査技師国家試験で臨床検査技師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

エ 保健師

昭和50年4月2日以降に生まれた者であって、保健師の免許を有するもの又は平成14年度中に実施する保健師国家試験で保健師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

オ 診療放射線技師

昭和50年4月2日以降に生まれた者であって、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成14年度中に実施する診療放射線技師国家試験で診療放射線技師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

カ 学校栄養士

昭和50年4月2日以降に生まれた者であって、栄養士の免許を有するもの又は平成15年3月31日までに同免許を取得する見込みのものが受験できる。

(2) 初級

昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者若しくは平成15年3月31日までにこれらの学校を卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第 1 次試験

ア 実施日

平成 14 年 9 月 29 日 (日)

イ 場所

秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の 1

ウ 方法

中級については、短期大学卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。

初級については、高等学校卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「一般事務」、「学校事務」及び「警察事務」は専門試験を行わない。

エ 合格者の発表

平成 14 年 10 月 18 日 (金) に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第 2 次試験

ア 実施日及び場所

平成 14 年 11 月上旬に、秋田市において行う。

イ 方法

第 1 次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成 14 年 11 月中旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に掲示する。各任命権者は、掲示された者の中から採用者を決定する。ただし、中級試験の「看護師」、「臨床検査技師」、「保健師」、「診療放射線技師」及び「学校栄養士」の最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許を取得する見込みの者が、「看護師」、「臨床検査技師」、「保健師」、及び「診療放射線技師」については平成 14 年度中に実施

する国家試験で当該免許を取得できなかった場合及び「学校栄養士」については栄養士の免許を平成 15 年 3 月 31 日までに取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

原則として平成 15 年 4 月以降。ただし、中級「看護師」で看護師の免許を有する者については、平成 14 年 12 月以降に採用される場合がある。

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁県民ホール、総合生活文化会館（アトリオン）、各地方部県民室、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び A タウンプラザ秋田において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成 14 年 7 月 22 日 (月) から 8 月 23 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成 14 年 8 月 23 日 (金) までの消印のあるもの限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目 1 番 2 号 電話 018 (860) 3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則 4 - 5 (職員の任用) 第 8 条第 1 項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
平成 14 年 7 月 12 日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

平成 14 年度警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分 実施機関

警察官 B	秋田県、埼玉県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに 警視庁
女性警察官 B	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程 度	採 用 予 定 人 員 (人)			
		秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県 警視庁
警察官 B	高等学校卒業程度	11	2	2	2
女性警察官 B	高等学校卒業程度	2	/		

警察官 B の受験者は、第 2 志望まで選択できる。ただし、秋田県を第 2 志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与（平成14年4月1日現在の秋田県の例）

学 歴	給料表の種類	職務の級及び号給	給 料 月 額
高等学校卒業程度	公安職給料表	1級2号給	160,200円

以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	年 齢	性 別
警察官 B	昭和48年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた男性	

女性警察官 B	昭和48年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた女性
---------	-------------------------------

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員と  
なることができない者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）  
を卒業した者若しくは平成15年3月31日までに卒業の見込みの者又はこれら  
に相当する学歴を有すると人事委員会が認める者

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

- ア 実施日  
平成14年9月22日（日）
- イ 場所  
大館市、秋田市及び横手市

ウ 方法

高等学校卒業程度の教養試験、作文試験及び身体検査を行う。

エ 合格者の発表

(ア) 警察官 B で志望が秋田県の場合及び女性警察官 B  
平成14年10月9日（水）に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほ  
か、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官 B で志望が秋田県以外の場合

平成14年11月中旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日

- (ア) 警察官 B で志望が秋田県の場合及び女性警察官 B  
平成14年10月下旬
- (イ) 警察官 B で志望が秋田県以外の場合  
平成14年12月上旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

- (ア) 警察官 B で志望が秋田県の場合及び女性警察官 B  
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体精密検査及び体

秋 田 県 公 報

<p>力検査を行う。</p> <p>(1) 警察官 B で志望が秋田県以外の場合 第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査等を行う。</p> <p>(3) 資格調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。</p> <p>(4) 最終合格者の発表</p> <p>ア 警察官 B で志望が秋田県の場合及び女性警察官 B 平成14年11月中旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。</p> <p>イ 警察官 B で志望が秋田県以外の場合 平成15年1月下旬以降に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。</p> <p>6 採用の方法及び予定時期</p> <p>(1) 方法 最終合格者は、秋田県警察官 B 及び秋田県女性警察官 B 採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官 B 採用候補者名簿に記載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。</p> <p>(2) 予定時期 平成15年4月以降</p> <p>7 受験手続</p> <p>(1) 受験申込書の交付 秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁県民ホール、総合生活文化会館(アトリオン)、各地方部県民室、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びバターンプラザ秋田において交付する。</p> <p>(2) 受験の申込み 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。</p> <p>(3) 申込受付期間 日曜日及び土曜日を除き、平成14年7月22日(月)から同年8月23日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。 なお、郵送による申込みは、平成14年8月23日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。</p>	<p>8 その他</p> <p>(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2622~2624)又は県内の各警察署に行うこと。</p> <p>(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。</p>
---	---

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄